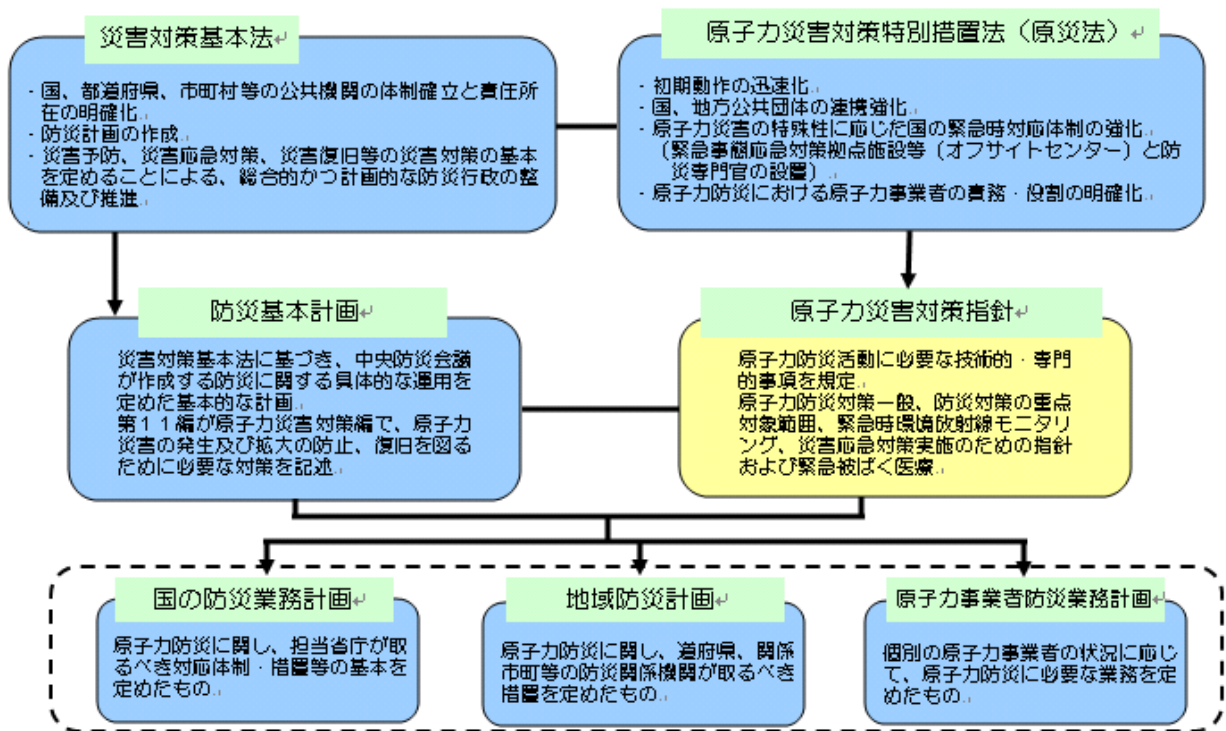


# 愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正概要

## 1 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき、知事が本部長を務める愛媛県防災会議において作成が義務付けられており、愛媛県の地域に係る国の機関、市町村及び公共機関等の防災対策上処理すべき事務又は業務について広く定め、これらの総合的運営を図る基本計画となるものである。

### 原子力防災に関する法体系



## 2 計画修正の経緯

東日本大震災では、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故が発生し、未曾有の被害が発生したことを受け、「原子力災害対策重点区域(PAZ・UPZ)の設定」及び「地域の防災体制の強化」、「広域避難への対応」などを柱として、平成25年2月20日に地域防災計画（原子力災害対策編）を修正したところである。

前回修正時点において、国が引き続き検討課題としていた「緊急時における判断及び防護措置実施基準」及び「緊急時モニタリング等の在り方」、「緊急被ばく医療の在り方（安定ヨウ素剤の配布・服用）」についての検討結果がまとまり、その内容が原子力災害対策指針に反映されることから、本県地域の防災体制の充実・強化を図るため、地域防災計画（原子力災害対策編）を修正するものである。

### 3 計画修正の大きな柱

- (1) 緊急事態区分及び重点区域区分等に応じた防護措置の準備及び実施  
(緊急事態区分(EAL)等に応じた予防的防護措置、防護措置実施の判断基準(OIL))
- (2) 緊急時モニタリング体制の整備及び実施  
(緊急時モニタリングセンターの体制準備、要員・資機材動員計画及び緊急時モニタリング計画等の作成)
- (3) 緊急被ばく医療体制の整備及び実施  
(安定ヨウ素剤のPAZ内への事前配布、服用指示及び服用の方法等)

### 4 計画修正の概要

#### 【総論】

[緊急事態区分及び重点区域区分等に応じた防護措置の準備及び実施]

- 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施
  - ・緊急時活動レベル(EAL)及び緊急事態区分の設定
- 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施
  - ・運用上の介入レベル(OIL)の設定

#### 【原子力災害事前対策】

[災害応急体制の整備]

- 県、重点市町及びその他の市町の防災体制の整備
  - ・地方放射線モニタリング対策官との密接な連携
  - ・環境汚染への対処について必要な体制整備

[環境放射線モニタリング体制の整備]

- 環境放射線モニタリング体制の整備
  - ・県による「緊急時モニタリング計画」の策定
  - ・国による要員や資機材の動員計画の作成、緊急時モニタリングセンターの体制準備
- 緊急時予測システムの整備
  - ・地域の気象(風向・風速・降雨量等)や大気中拡散予測特性の事前整理

[緊急被ばく医療体制の整備]

- 緊急被ばく医療資機材等の整備
  - ・PAZ内への安定ヨウ素剤の事前配布
  - ・安定ヨウ素剤の配布手順等の明確化

[防災知識の普及]

- 県民に対する防災知識の普及
  - ・モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護方法等に関する知識

[防災対策資料の整備]

○防災対策資料の整備

- ・モニタリングポスト配置図、空間放射線量率予定測定地点図、環境試料予定採取地点図
- ・線量推定計算に関する資料

**【緊急事態応急対策】**

[県災害対策本部の設置]

○県災害対策本部の設置等の基準

- ・災害警戒本部の設置基準  
(警戒事象(特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等)が発生したとき)
- ・災害対策本部の設置基準  
(特定事象(原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象)が発生したとき)

[情報活動]

○Aレベル(警戒事象発生)時の情報連絡

- ・国から県、重点市町及び公衆に対する警戒事象発生情報の提供
- ・国から伊方町への連絡体制等の確立要請及び災害時要援護者等の援護体制構築要請の連絡

[緊急時モニタリング等の実施]

○緊急時モニタリングセンターの設置と任務

- ・国の緊急時モニタリングセンターの立ち上げと県の協力
- ・原子力事業者の国、県及び重点市町への放出源情報の提供
- ・国は緊急時モニタリングを統括し、実施方針の策定、緊急時モニタリング実施計画の作成、実施の指示、総合調整を実施
- ・国による緊急時モニタリング結果の集約及び一元的に解析・評価した結果の公表

○緊急時モニタリング等の実施方法

- ・防護措置に関する判断に用いることを目的とした初期モニタリング
- ・放射性物質等の全般的影響の評価・確認、人体への被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いることを目的とした中期モニタリング

[SPEEDIの予測結果]

- ・国によるSPEEDI等の予測結果の公表

[モニタリング結果等の共有]

- ・緊急時モニタリングセンター内でのモニタリング結果の共有及び原子力災害対策本部への送付
- ・緊急時モニタリングセンターから重点市町等への緊急時モニタリング結果等の連絡

[住民避難等の実施]

○防護対策の決定

- ・EAL、OILに基づく防護対策及び防護対策区域の決定

#### ○避難等の指示

- ・警戒事象発生時におけるPAZ内の災害時要援護者等に係る予防的防護措置（避難）の準備
- ・特定事象発生時におけるPAZ内の災害時要援護者等に係る予防的防護措置（避難）の実施及びPAZ・UPZ内の予防的防護措置（PAZ：避難、UPZ：屋内退避）の準備
- ・原子力緊急事態宣言発出時におけるPAZ内の予防的防護措置（避難）の実施及びUPZ内における予防的防護措置（屋内退避）の実施
- ・緊急時モニタリング結果等から、OILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等を実施
- ・住民等に避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測その他の避難に資する情報を提供
- ・市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合、県は国の協力のもと、受入先の市町等に対し、収容施設の供与等の協力を指示

#### ○避難等の方法

- ・避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるがその実施が困難な場合、屋内退避を実施
- ・全面緊急事態に至った時点で、原則、PAZの住民等は即時に避難を実施するほか、緊急時モニタリング結果を踏まえ、避難及び一時移転を実施

#### ○避難所の設置

- ・重点市町及びその他の市町は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難所及びスクリーニング場所等を開設

#### [飲料水・飲食物の摂取制限等]

##### ○飲料水・飲食物の摂取制限措置の決定

- ・原子力災害対策指針に基づくスクリーニング基準を踏まえ、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施

#### [緊急被ばく医療の実施]

##### ○安定ヨウ素剤の予防服用

- ・全面緊急事態後、直ちに、PAZ内は避難と安定ヨウ素剤の服用が指示され、原則、その指示に従い服用
- ・安定ヨウ素剤を服用できない者や乳幼児は、施設敷地緊急事態の段階で優先的に避難
- ・PAZ外は、原子力施設の状況や空間放射線量率等に応じて、避難や屋内退避等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用が指示される場合があり、原則、その指示に従い服用

### 【原子力災害中長期対策】

#### [復旧期モニタリングの実施と結果の公表]

- ・原子力緊急事態解除宣言後、県は、国の統括の下、関係機関及び原子力事業者と協力して、復旧期モニタリングを実施し、その結果を速やかに公表

[災害対策本部等の解散]

○県災害対策本部の解散

- ・県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出後も、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策等を実施